

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）の一部改正案の新旧対照表（取得番号関係）

○平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 各論 第 4-1・第 4-2 （略）</p> <p>第 4-3 特定個人情報の提供制限等 第 4-3-1・第 4-3-2 （略）</p> <p>第 4-3-3 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（関係条文） （略）</p> </div>	<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 各論 第 4-1・第 4-2 （略）</p> <p>第 4-3 特定個人情報の提供制限等 第 4-3-1・第 4-3-2 （略）</p> <p>第 4-3-3 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（関係条文） （略）</p> </div>
<p><b>1</b> 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連</p>	<p><b>1</b> 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連</p>

改正案	現行
<p><b>携</b></p> <p><b>A 情報提供ネットワークシステム</b>（番号法第21条、第26条）</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。）の間で、特定個人情報<sup>(注)</sup>を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報<sup>(注)</sup>の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報<sup>(注)</sup>を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。</p> <p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サー</p>	<p><b>携</b></p> <p><b>A 情報提供ネットワークシステム</b>（番号法第21条、第26条）</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。）の間で、特定個人情報<sup>(注)</sup>を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報<sup>(注)</sup>の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報<sup>(注)</sup>を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。</p> <p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サー</p>

改正案	現行
<p>バー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u></p> <p>（注） （略）</p> <p><u>〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項</u></p> <p><u>情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（同条第2項に規定する取得番号をいう。）に関しては、同条第3項において、「情報照会者等（情報照会者又は情報提供者をいう。）及び総務大臣は、情報提供用個人識別符号の取得に係</u></p>	<p>バー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u></p> <p>（注） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。</u></p> <p><u>したがって、情報照会者等及び総務大臣並びに取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必要がある。</u></p> <p><b>B (略)</b>  <b>2・3 (略)</b></p> <p>第4-3-(4)・第4-3-(5) (略)</p> <p>第4-4～第4-6 (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)  (略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>	<p><b>B (略)</b>  <b>2・3 (略)</b></p> <p>第4-3-(4)・第4-3-(5) (略)</p> <p>第4-4～第4-6 (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)  (略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>